

山鹿市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 14 日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第 29 号

山鹿市財務規則の一部を改正する規則

山鹿市財務規則（平成 17 年山鹿市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 会計管理者の事前審査を要する支出負担行為決議書の欄中「100 万円」を「150 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 14 日から施行する。